

日本では、体育やスポーツについて様々な考え方がある。

1. 狭義の体育

体育 = 体育教育、教科体育
教育としての体育 (身体教育)

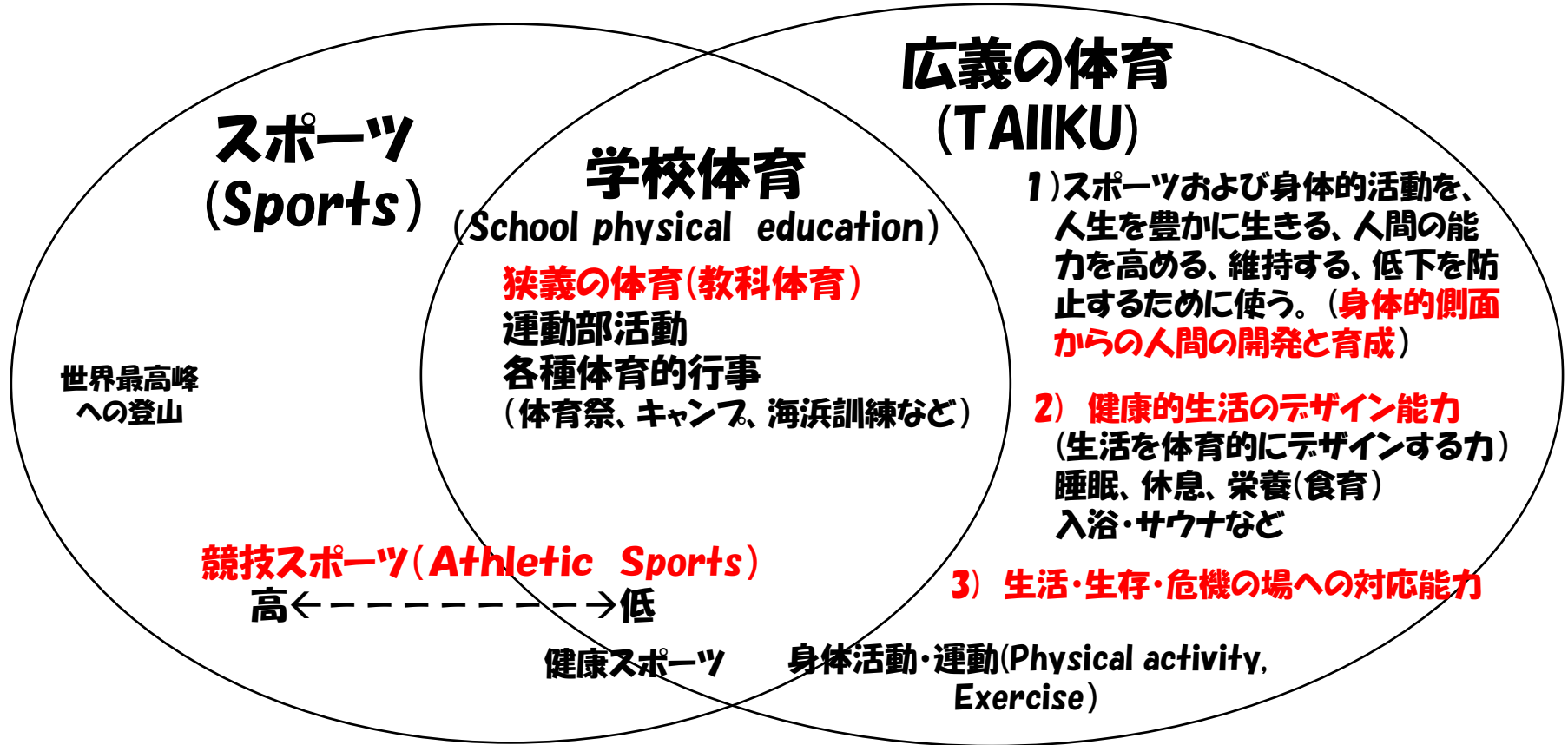
2. 広義の体育

- * スポーツを含む身体活動および身体的活動を、人生を豊かに生きる、人間の能力を高める、維持する、低下を防止するために使う。
- * **身体的側面からの人間の開発および育成**

狭義の体育と区別するため便宜的に「体育・スポーツ」と呼んでいる
その科学的知識の体系

= 体育学、体育科学、スポーツ科学、
体育・スポーツ科学、などと呼ぶ

体育・スポーツの連続体



注1) 学校と社会の連続性: タイプ1-スポーツから入って体育へ
タイプ2-学校体育からスポーツへ、そして加齢にともなって体育へ

注2)「用語 スポーツ(Sport)を使用する前提:体操、スポーツ、野外活動、美的運動などを含んだ身体活動とスポーツを同義語としてとらえる。」(2011、ターミ/ロジWG、日本学術会議)

注3)スポーツ基本法(前文):「(略) スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、(略)」

意見まとめ：スポーツ基本法と基本計画に関連した提案(抄)

日本体育学会会長 阿江通良

1. 日本のスポーツの場合、教育的側面を欠くと、negativeな影響が出ると思われる。

- ・我が国における最近のスポーツは楽しみの側面を強調しすぎている。
- ・身体的側面からの人間の開発と育成、「生命を守り、力強く生き抜く」能力の育成あるいは生活・生存・危機などの様々な状況への対応能力の育成を忘れていないか。そうでなければ、国民の税金を使って、多くの国民にスポーツへの参加・関与を促す根拠や説得力が弱い。

2. 第11条(指導者等の養成等)に関連して

- ・**スポーツ指導者の国家資格あるいは準国家資格の制定**

3. 17条(学校における体育の充実)に関連して

- 1) **学校における体育の充実なくしては、スポーツ立国の実現は不可能である。** 少年期において身体を動かす楽しさやスポーツの楽しさを知り、成長するにしたがって**スポーツや身体活動・運動を効果的に心身の健康維持などに活用できる能力の習得(習慣化)**へと年齢や生き方に応じて変化することが望ましい。運動・スポーツ習慣を身につけることは、スポーツが教養の1つになっていく今後10年間を考えると、地域スポーツの推進にも大きく貢献すると考えられる。
- ・**小学校への体育専科の導入(教科書制定を含む)、教員の指導力向上が不可欠である。**

2)大学における体育・スポーツの充実

- ・体系的な体育・スポーツの教育を受ける人生で最後の機会であり、教養としてのスポーツ、地域スポーツ、競技スポーツなどの観点のいずれからも重要である。
- ・小学校から大学まで正課として体育授業が行われているのはわが国だけであり、このことは日本人の器用な動きの基礎を作り、スポーツへの興味・関心を持たせ、健康に関する高い意識などの基礎を形成するのに役立っている(世界に誇れる制度)。
- ・大学における体育・スポーツのメリット
 - ①健常者と障がい者が同じ場所で同じように体育・スポーツを楽しみ、その価値を生涯にわたって享受できる環境やそのための体制を整えやすい。
 - ②多くの大学において体育・スポーツ施設がかなり整備されており、地域スポーツおよび競技スポーツの推進にとって貴重な施設となる。
 - ③大学での体育・スポーツを担当する教員群は、高度かつ優秀なスポーツ指導者の宝庫である。
 - ④次世代のエリートアスリート(オリンピック、パラリンピアンなど)の養成の場ができる。
 - ⑤セカンドキャリア、デュアルキャリアを考慮した高度なトレーニングと高等教育が両立できる環境が大学に備わっている。

4. 第12条(スポーツ施設の整備等)に関連して

スポーツ施設認定制度の導入:大学および学校の体育・スポーツ施設に関して**新たな基準**を設け、基準を満たしたもの、あるいは補助を行って基準を満たしたものを認定する制度を導入する。

5. 第16条(スポーツに関する科学的研究の推進等)、第18条(スポーツ産業の事業者との連携等)、第19条(国際的な交流と貢献の推進)に関連して

1) Sport Promotion College/University (SPC)プログラムの導入

2) スポーツ産官学連携リエソンの設置

3) スポーツによる国際貢献政策の推進(ユネスコ憲章の遵守)

例) 体育教育プログラムおよび教員の輸出、留学生・指導者の国際交流、高度指導者の養成、スポーツ版ODAなど

4) スポーツにおけるダイバシティの推進(ユネスコ憲章の遵守)、安心・安全なスポーツ環境の整備

「スポーツは異文化の学習や理解を推進する場となりうる」(シャンツ博士講演、2015)ことから、スポーツによる地域交流、国際交流、世代間交流等による相互理解を促進するだけでなく、他の分野に先がけて**スポーツからの(による)ダイバシティの推進**を図るべきである。

6. 第18条、第21条(地域スポーツの振興の支援)に関連して

1) 大学の地域スポーツクラブ化

2) 体育・スポーツの観点からの機器のデザインや都市計画

7. 第3節(競技水準の向上等)に関連して

1) 大学の第3のナショナルトレーニングセンター化

2) テュアルキャリア制度の導入